官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（厚生労働三一〇）　一
〔公　告〕
諸事項　五
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立大学法人広島大学参加者事前確認公募、日本弁護士連合会公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三七

法規的告示

○厚生労働省告示第三百十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月五日から適用する。

令和七年十二月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎